# にかほ市国土強靭化地域計画

令和3年3月にかほ市

# 目 次

第	1章	t はじめに	1
	1	計画策定の趣旨	1
	2	計画の位置付け	1
	3	計画の期間	1
第	2章	↑ 国土強靭化の基本的な考え方	2
	1	にかほ市における国土強靭化の理念	2
	2	基本目標	2
	3	強靭化を推進する上での基本的な方針	2
	4	想定される大規模自然災害(本計画の対象)	4
第	3章	<b>5. 脆弱性評価</b>	6
	1	脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	2	「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
	3	評価の実施手順	8
	4	評価の結果	8
第	4章	『 強靭化に向けた施策推進方針	9
	1	施策推進方針の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

# 第1章 はじめに

#### 1 計画策定の趣旨

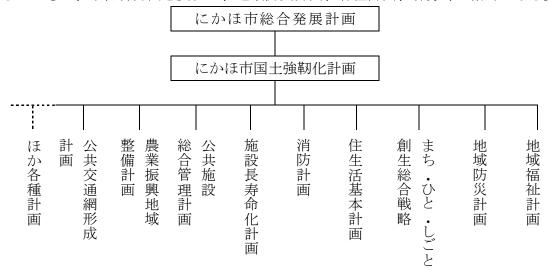
東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」という。)」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国 土強靱化基本計画 (以下「基本計画」という。」を策定し、今後の大規模自然災害等に 備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本市においても、今後想定される大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、 持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靭な国土づくり」を推進するため、国及び県、事業者など関係機関と連携した、「にかほ市国土強靭化地域計画」を策定する。

# 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、 本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画とな るとともに、市総合計画を反映し、地域防災計画、各種計画、各分野の指針となる。



#### 3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とし、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)とする。

# 第2章 国土強靭化の基本的な考え方

#### 1 にかほ市における国土強靭化の理念

本市における国土強靭化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、災害発生時においても被害を最小限に食い止めるため、さらには、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を講じるため、長期的な展望に立って推進することを理念とする。

- 被害を最小限とするための地域コミュニティを軸とした自助・共助体制の整備と公助との連携強化 (災害時の地域コミュニティ力と公助との連携)
- 国・県と連携した安心して住み続けられる強靭なインフラ整備の推進 (災害の未 然防止と復旧・復興事業)

## 2 基本目標

市国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小限に抑えること
- ④ 迅速な復旧・復興を図ること
- ⑤ 地域コミュニティ機能が維持されること

# 3 強靭化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靭化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

## (1) 本市国土強靱化の取組み姿勢

- にかほ市総合発展計画に基づき、本市の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、長期的な視点に立ち、取組みにあたる。
- 歴史と文化、産業など本市特有の資源が維持されるよう、本市の社会経済システム の有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。
- 本市内の広域対応に留まらず、近隣市町との広域連携が図られるよう広域救援体制 を整備する。

- 過去の災害履歴を学ぶとともに、想定されている秋田県沖を震源とする大地震とその津波の被害等の自然災害も考慮し、人命確保や避難行動に生かすとともに予防的保全につながるインフラ整備を図る。
- 令和2年からの新型コロナウイルス感染症による世界的感染拡大では社会的混乱 と経済的被害が発生した。このような感染症対策と予防措置を図る。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市、市民、 民間事業者、NPO法人など関係者相互の連携により取組みを進める。
- 町内会、自治会、自主防災組織及び消防団等の地域コミュニティの共助が実際の市 民の安全確保の要となるため、これらと密接に連携した災害対応策が図られるよう 取組みを進める。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

## (3) 効果的な施策の推進

- 国・県・市の役割機能を明確化し、相互に連携して総合的かつ効果的な施策展開を 図る。
- ○行政に対する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、市の財 政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を 推進する。
- PFI\*の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進する。
  - ※ P F I (Private Finance Initiative):公共施設等の建設、維持管理、運営等に おいて民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 市公共施設等総合管理計画等に基づいた施設等の効率的かつ効果的な維持管理を 図る。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 市街地、中山間地域、沿岸部及び山間部等の市域特有の資源、地域性を生かし、それぞれの地域の実状に即した効果が発揮できるよう、本市の特性に応じた取組みを進める。
- 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、要介護認定者、外国人等に十分配慮して 施策を講じる。

○ 鳥海国定公園を有する地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観 の維持に配慮する。

## (5) 国土全体の強靭化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靭化につなげていく視点を持つ。
- 国土強靭化を実効あるものとするため、国及び県の取組みとの連携を図る。

# 4 想定される大規模自然災害(本計画の対象)

本計画は、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率 や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般 を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広大な範囲に甚大な被害をもたらす市外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から、対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

#### 【過去の主な自然災害の被害状況】

自然災害	過去の主な被害状況等				
地震・津波	○象潟地震 M7.3 1804 年発生				
	〇日本海中部地震 M7.7 昭和 58 年 5 月発生				
	○東日本大震災 M9.0 平成 23 年 3 月発生				
火山	○鳥海山山体崩壊 約 2,500 年前発生				
	○鳥海山噴火 噴煙・泥流発生 昭和49年3月発生				
風水害・土砂災害					
雪害	○昭和 48 年豪雪 昭和 49 年 1 月~5 月				
	○平成 18 年豪雪 平成 17 年 12 月上旬~18 年 2 月下旬				

## 【想定される大規模自然災害】

市内外	自然災害の種類		想定する規模等	
	大規模地震津波	内陸型	秋田県地震被害想定調査では、象潟地震 (M7.3)、天 長地震と北由利断層連動 (M7.8)	
市内		海洋型	秋田県地震被害想定調査では、海域A+B+C三連 動地震(M8.7、最大震度7)津波最大高10.14m	
	台風・梅雨前線 等豪雨 竜巻・突風	大規模 水害	記録的な大雨や高潮等による大規模水害を想定。例 えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害 等	

		大規模 土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等	
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物 的被害等	
	火山災害		鳥海山の大規模噴火を想定。例えば、噴火に伴う降灰 による泥流等	
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事 故・障害、家屋の倒壊、人的被害等	
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例 えば、大規模な地震・ 津波により被災した直後に豪 雨災害が発生する等	
市外	大規模地震・津波		南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震(東日本大震災クラス) など、 他県で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力 発電所に おける事故等	

# 第3章 脆弱性評価

#### 1 脆弱性評価の考え方

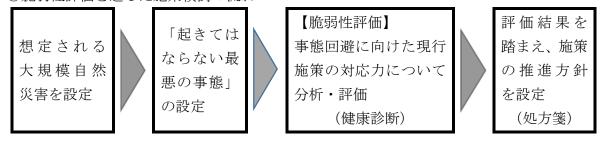
大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価する「脆弱性評価」は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり(基本法第9条第5項)、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

市内に起こり得る具体的な災害としては、日本海沖で発生する大規模地震・津波、陸域の活断層による内陸直下地震、特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪、鳥海山の噴火による火山災害等が考えられる。

一方で人口減少・少子高齢化、新型インフルエンザ等感染症の感染拡大、社会資本の老朽化(耐震化の遅れ)の社会的リスクもあり、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性がある。

このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から市全体を強靭化する必要があるが、 本計画では、大規模自然災害を対象とし、国土強靭化に関する施策の推進に必要な事項 を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評 価を実施する。

#### ○脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



## 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行う(基本法17条第3項)とされており、国の基本計画、県の地域計画を参考に、本市の地域特性を考慮し、

- 9の「事前に備えるべき目標」
- 38の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

# 【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

【「事前に備える、「さ自信」と「起さてはなりない取芯の事態」】			
事前に備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態
		1-1	地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊
		1 1	や火災に伴う死傷者の発生
	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が 最大限図られる	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	集中豪雨 や高潮等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死 傷者の発生
		1-6	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者 の発生
		1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-8	防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
		1 0	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停
		2-1	止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶 対的不足
	等が迅速に行われる	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶 による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	大規模自然災害発生直後 から必要不可欠な行政機 能を確保する		市の内外の行政機関・支援機関の職員・施設等の被災による
		3-1	機能の大幅な低下
3		3-2	小中学校の再開判断の遅れや校舎被災等による義務教育の 停滞
	大規模自然災害発生直後		電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4	た。 から必要不可欠な情報通 信機能を確保する	4-1	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプ	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う
			経済活動の停滞
5		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー 供給の停止
		5-3	重要な産業施設、研究施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワーク(陸上)の機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
	大規模自然災害発生後で あっても、生活・経済活動	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスのサプライチェーンの機能停止
	に必要最低限の電気、ガ	6-2	上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止
6	ス、上下水道、燃料、交通	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	ネットワーク等を確保す	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	るとともに、これらの早期 復旧を図る	6-5	電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
7		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
'		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	大規模自然災害発生後で		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が
8	あっても、地域社会・経済	8-1	大幅に遅れる事態

	が迅速に再建・回復できる 条件を整備する	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が 大幅に遅れる事態
	大規模自然災害が発生しても、自治組織、自主防災組織、消防団等が迅速に対応し地域自治が維持される	9-1	自治組織役員、自主防災組織役員、消防団等の応急活動の人 員不足により、発災時の避難誘導、避難所開設等の初動対応 が困難となる事態
9		9-2	自治組織役員、自主防災組織役員、消防団員等が災害対応に おいて危険にさらされてしまう事態
		9-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

# 3 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期的視点も入れながら現行の施策の脆弱性を総合的に分析・評価した。

この際、定量的な評価が可能なものについては、現状の数値データを収集し、参考指標 として活用した。

# 4 評価の結果

評価の結果は、別表1のとおりである。

# 第4章 強靭化に向けた施策推進方針

# 1 施策推進方針の整備

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各部局等の所管する業務等を勘案して設定した12の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおりとする。

# ○ 施策分野

_	· 爬水刀耳						
	(1)	行政機能 (消防含む)	(2)	危機管理			
	(3)	建築住宅	(4)	交通基盤			
	(5)	土地利用保全	(6)	保健医療・福祉			
	(7)	ライフライン・情報通信	(8)	産業経済			
	(9)	農林水産	(10)	環境			
	(11)	リスクコミュニケーション	(12)	地域コミュニティ			